

平成29年度

健康保険の「主な制度改正」のお知らせ

70歳以上の人

高額療養費の自己負担限度額の見直し

世代間の負担の公平性や能力に応じた費用負担とするために、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が見直されます。見直しは**平成29年8月から平成30年8月からの2段階に分けて**行われます。

70歳以上75歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額

平成29年7月まで

所得区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

限度額の引き上げ

65歳以上の人

生活療養標準負担額の居住費の引き上げ

65歳以上の人慢性病で長期入院する際は、医療費とは別に生活療養標準負担額を負担します。その居住費部分について、**平成29年10月から引き上げ**になります。医療の必要性の高い患者の場合は経過措置があります。

生活療養標準負担額

●1日当たりの居住費 (光熱水費相当額)	一般	医療の必要性の高い患者
平成29年9月まで	320円	0円
平成29年10月から 平成30年3月まで	370円	200円
平成30年4月以降	370円	

※難病患者の負担はありません。